

別表9 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表Ⅰによって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表Ⅱの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表Ⅰ 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表Ⅱ 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 悪性新生物	・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	・消化器の悪性新生物	C15～C26
	・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	・皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物（C43～C44）のうち、 皮膚の悪性黒色腫	C43
	・中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	・乳房の悪性新生物	C50
	・女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	・男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	・腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	・眼、脳およびその他の中中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96	
・独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97	
2. 急性心筋梗塞	・虚血性心疾患（I20～I25）のうち、 (1)急性心筋梗塞	I21
	(2)再発性心筋梗塞	I22
3. 脳卒中	・脳血管疾患（I60～I69）のうち、 (1)くも膜下出血	I60
	(2)脳内出血	I61
	(3)脳梗塞	I63